

－2025年度－

よくわかる！

知的財産セミナー

参加無料

～判例や最新トピックから学ぶ～

第3回

9/19(金)

PM 5:00～6:00

- ・WEB配信
- ・OKB岐阜大学プラザ 1階
プレゼンテーションエリア

【題目】

令和6年(ネ)第10026号 特許権侵害行為差止等請求控訴事件

令和7年3月4日判決言渡／知的財産高等裁判所

(原審・大阪地方裁判所 令和4年(ワ)第9521号)

【概要】

特許請求の範囲中に、化合物の分子量に関する数値限定がある特許につき、数値の解釈が争われた裁判を紹介します。

知財高裁は、特許請求の範囲に記載された整数値について、従来の通説的な「四捨五入」法による解釈を採用せず、その整数値（そのもの）に基づいて属否を判定しました（結果、文言侵害を否定）。

また、当該整数値については臨界的意義を有さず、従って発明の本質的部分ではないものの、当該数値を外れる範囲は意識的に除外されたものとして、均等侵害をも否定しました。

弁理士 服部 素明
(非常勤講師)



特許法・著作権法

対象

地域の方・自治体の方・学生・教員

お申し込み

お問い合わせ

岐阜大学 学術研究・産学官連携推進本部 産学官連携推進部門

[お申し込みリンク\(ZOOM\)](#)

MAIL kst-sikn2@t.gifu-u.ac.jp

TEL 058-293-2088

最新情報はHPをご参照ください。

<https://ari.gifu-u.ac.jp/ipmanagement/commit/seminar.html>